

HSE株式会社※「(仮称) あわら風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告  
について

令和3年9月8日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) あわら風力発電事業環境影響評価方法書について、HSE株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福井県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

※ 令和3年7月1日付けで日立サステナブルエナジー株式会社から社名変更

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福井県あわら市  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 8月17日
環境大臣意見受理	令和2年10月29日
経済産業大臣意見発出	令和2年11月 6日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月28日
住民意見の概要等受理	令和3年 5月 7日
福井県知事意見受理	令和3年 8月 2日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 9月 8日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話03-3501-1742（直通）

## HSE株式会社「(仮称) あわら風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本事業計画では、風力発電備及び附帯設備の構造・配置又は位置、規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水の濁りについては、近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 小型哺乳類のニホンヤマネについては、巣箱調査などの適切な方法を選定して、生息状況調査の実施を検討すること。
4. 植物の調査については、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。
5. 景観に係る眺望点として、越前加賀海岸国定公園の公園計画に位置付けられた北潟湖畔園地、福良池園地及び吉崎園地を追加すること。

(福井県知事からの意見書の写しを添付)